

東京都市計画地区計画の変更（練馬区決定）

都市計画 中村橋駅南口地区地区計画を次のように変更する。

名 称	中村橋駅南口地区地区計画	
位 置	練馬区中村北三丁目、中村北四丁目および貫井一丁目各地内	
面 積	約 2.6 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、西武池袋線中村橋駅を含めその南側に位置しており、身近でにぎわいのある商店街を中心に中高層住宅の立地が進んでいる地区である。</p> <p>このため、旧駅舎跡地を利用した駅前広場の整備を中心に、防災性の向上と歩行者の安全に配慮した安心して歩ける緑豊かなまちづくりを目指して歩行者空間を確保し、土地の適正かつ合理的な高度利用と有効利用を誘導し、調和のとれた健全な都市環境の形成および保全を図る。</p>	
区域の整備・開発および保全に関する方針	土地利用の方針	<p>現況の市街地の土地利用状況等により地区内を4つの地区に区分し、それぞれの地区にふさわしい土地利用を保全、誘導する。</p> <p>1 「駅前商業地区」は、地域のにぎわいの拠点となるよう商業・業務系の土地利用を進める。</p> <p>2 「高層住宅複合地区」は、南口駅前広場に近接しており、通行量の増大が見込まれることから商業施設と中高層住宅が調和した土地利用を誘導する。</p> <p>3 「街並み保全地区」は、千川通りに面した建築物の高層化を図りつつ後背の住環境にも配慮した土地利用を誘導する。</p> <p>4 「鉄道地区」は、西武池袋線中村橋駅施設のほか、線路高架下に周辺環境と調和した商業・業務系土地利用を誘導する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>中村橋旧駅舎跡地については、地域の防災拠点ともなる歩行者の利用を中心とした「駅前広場」を整備する。</p> <p>また、駅前広場から東西それぞれの方向への安全な歩行者空間を確保するため「歩行者用通路」および「小広場」を整備する。</p> <p>さらに、地区内の居住者や駅周辺利用者等の安全性と利便性を確保するため「区画道路」を整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>「駅前商業地区」では、にぎわいのある親しみやすい商業地とするため、建築物の用途、敷地面積の最低限度、屋外広告物の規制および垣またはさくの構造の制限を行う。</p> <p>「高層住宅複合地区」では、良好な中高層住宅地環境を保全するため、建築物の用途、敷地面積の最低限度、屋外広告物の規制および垣またはさくの構造の制限を行う。</p> <p>「街並み保全地区」では、商業施設と住宅地環境の調和を図るため、建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、屋外広告物の規制および垣またはさくの構造の制限を行う。</p> <p>「鉄道地区」では、周辺商業地・住宅地と調和した高架下の土地利用を誘導するため建築物の用途、屋外広告物の規制を行う。</p>

地区 整備 計画	位置		練馬区中村北三丁目、中村北四丁目および貫井一丁目各地内			
	面積		約2.6ha			
	地区施設の配置および規模	種類	名称	面積・幅員	延長	備考
		道路	区画道路1号	7m	約15m	拡幅
			区画道路2号	4m	約47m	拡幅
			区画道路3号	5m	約47m	拡幅
	区画道路4号		4m	約49m	拡幅	
	区画道路5号		4m	約49m	拡幅	
	区画道路6号		4m	約55m	拡幅	
	広場	駅前広場 小広場	約1,120㎡ 約140㎡		新設 新設	
その他の公共空地	歩行者用通路1号 歩行者用通路2号	2~3m 2.5m	約48m 約32m	新設 新設		
建築物等に関する事項	地区の区分	名称	駅前商業地区	高層住宅複合地区	街並み保全地区	鉄道地区
		面積	0.7ha	0.7ha	0.5ha	0.7ha
	建築物等の用途の制限	つぎに掲げる建築物は建築してはならない。 1 倉庫業を営む倉庫 2 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる事業を営む工場 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第2号(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)による改正前の風営法第2条第1項第5号に相当するものに限る。)\ 第3号、第4号(マージャン屋を除く。)\ および第5号、第6項ならびに第9項に規定する営業に供する建築物	つぎに掲げる建築物は建築してはならない。 1 倉庫業を営む倉庫 2 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる事業を営む工場 3 風営法第2条第1項、第6項および第9項に規定する営業に供する建築物			

地区整備計画	地区名称	駅前商業地区	高層住宅複合地区	街並み保全地区	鉄道地区
	建築物の敷地面積の最低限度	100m ²			
	壁面の位置の制限			建築物の高さが10mを超える場合は、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から北側の敷地境界線（道路・鉄道を除く）までの距離は、1m以上とする。	
	建築物等の形態または意匠の制限	1 屋外広告物は、周囲の景観に調和した色調、形状、意匠、規模とする。	1 屋外広告物は、周囲の景観に調和した色調、形状、意匠、規模とする。 2 つぎに掲げる屋外広告物は設置してはならない。 ただし、区長が公益上必要であると認めたものについてはこの限りではない。 (1) きらびやかなネオンや過度に明るい照明等 (2) 自己の用に供する屋外広告類以外のもの	1 屋外広告物は、周囲の景観に調和した色調、形状、意匠、規模とする。	
	垣またはさくの構造の制限	道路に面して設ける垣またはさくの構造は、生垣またはフェンスとする。ただし、高さ80cm以下の部分および法令の制限などにより周囲の安全の確保や環境保全のためやむを得ないものについてはこの限りでない。			

「地区計画の区域、地区整備計画の区域、地区の区分、地区施設については計画図表示のとおり。」

は知事協議事項

理由： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備を行うため、地区計画を変更する。

変更概要

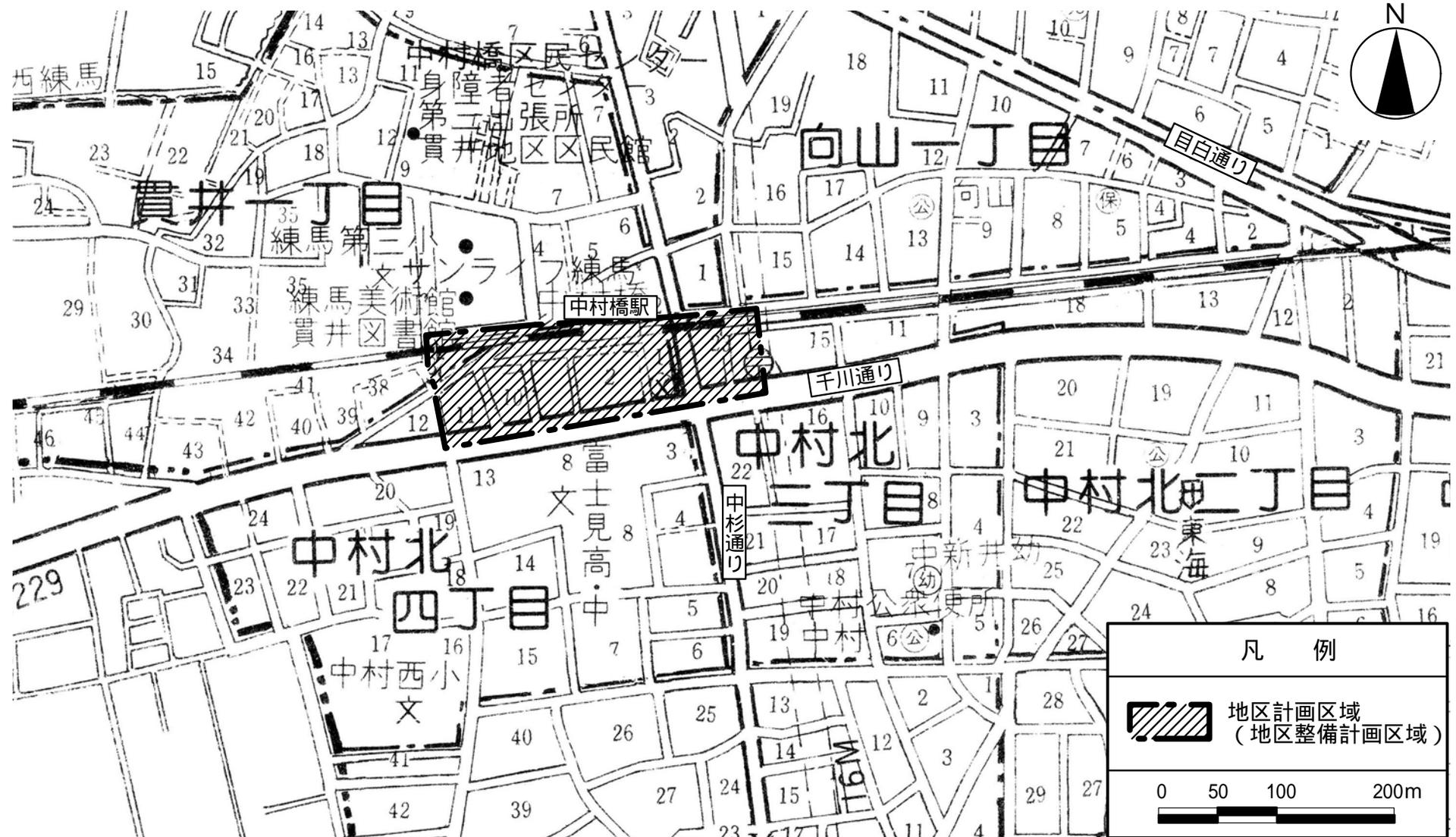
中村橋駅南口地区地区計画												
事項		旧				新				摘要		
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	駅前商業地区	高層住宅複合地区	街並み保全地区	鉄道地区	駅前商業地区	高層住宅複合地区	街並み保全地区	鉄道地区	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備
		面積	0.7ha	0.7ha	0.5ha	0.7ha	0.7ha	0.7ha	0.5ha	0.7ha		
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 倉庫業を営む倉庫 2 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる事業を営む工場 3 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風営法」という。)第2条第1項第5号から第8号(ただしマージャン屋を除く)同条第6項および同条第9項に該当する営業の用に供する建築物	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 倉庫業を営む倉庫 2 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる事業を営む工場 3 「風営法」第2条第1項、第6項および第9項に該当する営業の用に供する建築物	つぎに掲げる建築物は建築してはならない。 1 倉庫業を営む倉庫 2 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる事業を営む工場 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第2号(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)による改正前の風営法第2条第1項第5号に相当するものに限る。)第3号、第4号(マージャン屋を除く。)および第5号、第6項ならびに第9項に規定する営業に供する建築物	つぎに掲げる建築物は建築してはならない。 1 倉庫業を営む倉庫 2 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる事業を営む工場 3 風営法第2条第1項、第6項および第9項に規定する営業に供する建築物						

東京都市計画地区計画

中村橋駅南口地区地区計画

位置図

〔練馬区決定〕

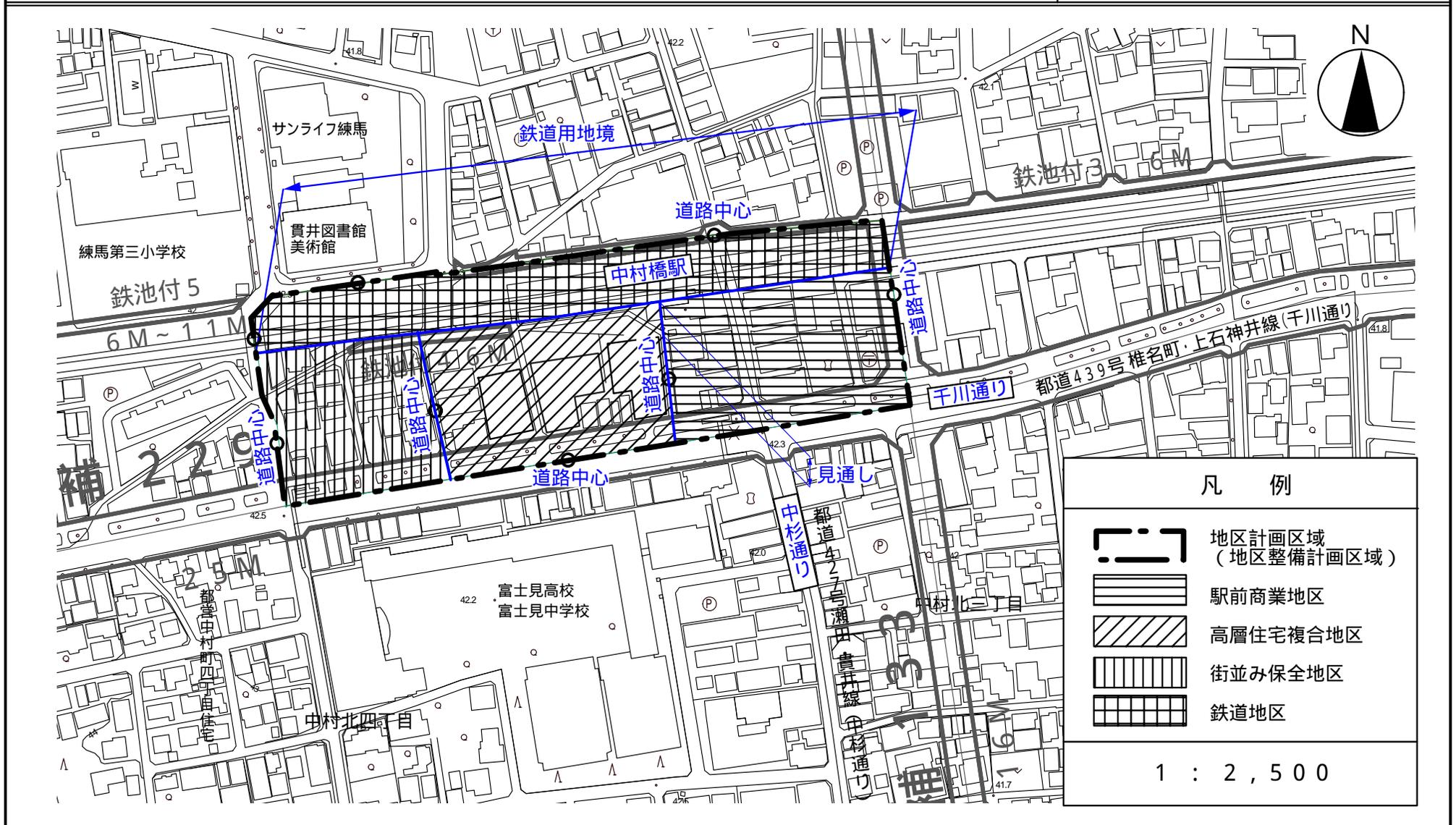


東京都市計画地区計画

中村橋駅南口地区地区計画

計画図 1

〔練馬区決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図および道路網図を使用して作成したものです。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものです。無断複製を禁ず。(承認番号)16都市基交第264号、平成16年9月24日(承認番号)16都市基街第472号、平成16年9月21日

